

平成24年柴田町議会第3回臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

| | | | | | |
|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 平間 奈緒美 | 君 | 2番 | 佐々木 裕子 | 君 |
| 3番 | 佐久間 光洋 | 君 | 4番 | 高橋 たい子 | 君 |
| 5番 | 安部 俊三 | 君 | 6番 | 佐々木 守 | 君 |
| 7番 | 広沢 真 | 君 | 8番 | 有賀 光子 | 君 |
| 9番 | 水戸 義裕 | 君 | 10番 | 森 淑子 | 君 |
| 11番 | 大坂 三男 | 君 | 12番 | 舟山 彰 | 君 |
| 14番 | 星 吉郎 | 君 | 15番 | 加藤 克明 | 君 |
| 16番 | 大沼 惇義 | 君 | 17番 | 白内 恵美子 | 君 |
| 18番 | 我妻 弘国 | 君 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

| | | |
|---------------------|-------|---|
| 町長 | 滝口 茂 | 君 |
| 副町長 | 平間 春雄 | 君 |
| 会計管理者 | 村上 正広 | 君 |
| 総務課長 | 松崎 守 | 君 |
| まちづくり政策課長 | 平間 忠一 | 君 |
| 財政課長 | 水戸 敏見 | 君 |
| 税務課長 | 武山 昭彦 | 君 |
| 町民環境課長 | 佐藤 富男 | 君 |
| 健康推進課長 | 大場 勝郎 | 君 |
| 福祉課長 | 駒坂 公一 | 君 |
| 子ども家庭課長 | 永井 裕 | 君 |
| 農政課長 併 農業委員会事務局長 | 加藤 嘉昭 | 君 |

| | |
|-----------|--------|
| 商工観光課長 | 小池洋一君 |
| 都市建設課長 | 大久保政一君 |
| 上下水道課総括班長 | 加茂正一君 |
| 槻木事務所長 | 関場孝夫君 |
| 危機管理監 | 相原健一君 |
| 地域再生対策監 | 宮城利郎君 |
| 税収納対策監 | 伊藤良昭君 |
| 災害復興対策監 | 平間広道君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|-------|
| 教 育 長 | 阿部次男君 |
| 教育総務課長 | 笠松洋二君 |
| 生涯学習課長 | 加茂和弘君 |

その他の部局

| | |
|--------|-------|
| 代表監査委員 | 中山政喜君 |
|--------|-------|

事務局職員出席者

| | |
|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長谷川 敏 |
| 主 査 | 太田健博 |

議 事 日 程 (第1号)

平成24年10月16日(火曜日) 午前9時30分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第1号 専決処分の報告について
(平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(建築工事)(債務負担行為)請負変更契約について)
- 第 4 報告第2号 専決処分の報告について
(平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(機械設備工事)(債務負担行為)請負変更契約について)
- 第 5 議案第1号 平成23年度槻木中学校校舎改築工事(2期工事)(電気設備工事)(債務負担行為)請負変更契約について
- 第 6 議案第2号 平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟新築工事(建築工事)(債務負担行為)請負変更契約について

- 第 7 議案第 3 号 平成 24 年度船迫小学校大規模改造工事（債務負担行為）請負契約について
- 第 8 議案第 4 号 財産の取得について（防災公園・総合体育館整備用地）
- 第 9 議案第 5 号 財産の取得について（槻木中学校備品）
- 第 10 議案第 6 号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 7 号 平成 24 年度柴田町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成24年柴田町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、16番大沼惇義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

（平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について）

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

（平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（機械設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について）

○議長（我妻弘国君） 日程第3、報告第1号、日程第4、報告第2号までは関連がありますので、一括して専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま一括議題となりました報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成23年第4回定例会で請負契約締結の議決をいただいた平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（債務負担行為）の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

報告第1号につきましては、建築工事の増額変更です。

主な変更内容は、昇降口前に屋根つきの広場を予定していましたが、取りやめとし、昇降口にスロープを追加するものです。また、教室等のフローリングの材質を変更し、管理しやすくするものです。

報告第2号につきましては、機械設備工事の減額変更です。

主な変更内容は、将来的な維持管理経費削減のため、暖房設備用地下タンクを地上式タンクへ変更すること及び受水槽の形状変更です。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） それでは、ただいま一括議題となりました報告第1号及び報告第2号、専決処分の報告について補足説明をいたします。

本工事の施工・進行に当たりましては、発注者側から担当職員並びに監督員、学校から担当者、施工管理を委託している県建築住宅センター及び請負業者が出席し、定期的を開催している工事施工定例会議において建設協議を行い、確認と情報共有を重ねながら進めてまいりましたことを申し上げさせていただきます。

まず、お手元のA3資料版、平成24年第3回臨時会、報告第1号、第2号、議案第1号関係資料の1ページをごらんください。

右側の表中に案件ごとの概要を記述いたしました。

初めに、報告第1号（建築工事）についてご説明いたします。

請負者は、株式会社四保工務店です。請負額は、現請負額 9 億7,650万円に対して430万800円の増額となる変更契約を行い、変更請負額は 9 億8,080万800円となりました。変更契約書の締結日は、平成24年10月 2 日です。

次に、変更概要について説明いたします。

1 点目のつきのき広場の屋根の取りやめにつきましては、生徒用昇降口の前にドーナツ型の雨よけ屋根を設置する予定でありましたが、学校から各種大会の壮行式など行事開催の際に障害となることも考えられることから、設置取りやめの要望があり設置を取りやめたものでございます。

2 点目のインターロッキング設置は、新設校舎南側、校庭側であります。通路をアスファルト舗装からインターロッキング施工に変更して、景観環境の向上を図ります。

1 点目のつきのき広場の屋根の取りやめをした部分もインターロッキングの追加施工としております。

3 点目のスロープの追加は、利用者への配慮として昇降口に接続するスロープを追加したものでございます。

資料 2 ページをごらんください。

図面中央に、【建築】つきのき広場の屋根の取りやめ、インターロッキング設置、スロープの追加と記載いたしまして、3 点目までのそれぞれの該当場所を示しております。

1 ページ目にお戻りいただきます。

表の中の概要の続きを申し上げます。

4 点目の棚の追加は、教室等の利便性を高めるため棚を追加いたしました。場所につきましては、新設で 4 カ所、サイズ等の変更で 7 カ所の合計11カ所となっております。

5 点目のフローリング床の材質変更は、教室や多目的教室など校舎全体のフローリング床を当初設計の合板から、今後の修繕など維持管理経費の軽減が図られる無垢材の 1 枚板に変更をいたしました。対象面積は3,000トンで54平米となります。

6 点目の間仕切壁を遮音仕様に変更につきましては、教室、トイレの遮音効果を高め、良好な施設環境をつくるため、間仕切りにグラスウールを追加いたしました。

7 点目の教室等の外部出入り口を強化ガラスへ変更は、教室から出入りする戸の腰下部分は当初設計で、網入りガラスとしておりましたが、生徒の安全確保のために、より強度が高く割れにくい、腰上部分に採用しているものと同じ強化ガラスに変更したものでございます。

それぞれの場所につきましては、1 ページの棚の追加、これは 1 階、2 階部分でそれぞれに

あるんですけども、丸で示させていただいたところです。

次の5点目、6点目のフローリング床の材質変更は校舎全体でして、6番の間仕切りを遮音仕様に変更する場所につきましても、それぞれ教室間、あとはトイレの壁等についてグラスウールでの対応をさせていただいたということでございます。

7番目については、下の1階、2階で各教室からバルコニー、または外部に出るところの戸の出入り口のガラスの変更でございます。

続きまして、報告第2号（機械設備工事）についてご説明いたします。

同じく資料1ページの右側表をごらんください。

請負者は、有限会社高美住設です。請負額は、現請負額1億4,595万円に対して489万900円の減額となる変更契約を行い、変更請負額は1億4,105万9,100円となりました。変更契約の締結日は、平成24年10月2日です。

次に、変更概要について説明いたします。

1点目のオイルタンクを地下式から地上式へ変更とは、暖房機用オイルタンクの設置形式の変更でありまして、これまで主流でありました地下式では関係法令に基づく危険物取扱者の配置や検査等を実施しなければなりません。消防署の指導・提案を受けまして、設置費用と設置後の維持管理費用の大幅な削減を見込める地上式タンクに変更し、設置場所も移動いたしております。

2点目の受水槽の設置場所及び形状の変更につきましては、当初設置予定場所の地下に既存埋設管等があることが判明したことから、設置場所の変更とそれに伴う形状の変更ということでございます。

資料2ページをごらんいただきます。

それぞれの設置場所の変更を水色で引いております矢印で示させていただきました。これが設置場所の変更の場所でございます。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより、先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

報告第1号、報告第2号の専決処分の報告を終結いたします。

日程第5 議案第1号 平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第1号平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります槻木中学校校舎改築工事において、工事内容の一部に変更が生じたため設計内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、今回の震災の経験を踏まえ、停電時には校舎内の緊急電源として使用するための太陽光発電設備の仕様変更及び生徒の安全性確保のため、校舎周りを照らす外部照明の追加を行うものです。

請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） それでは、補足説明をいたします。

本件も先ほどご説明申し上げましたとおり、定期的開催している工事施工定例会議において協議を重ねて進めてまいっていることを申し添えさせていただきます。

先ほどの報告案件で使用しました3番の関係資料1ページ右側表の議案第1号（電気設備工事）をごらんいただきたいと思います。

請負者は笠松電気株式会社です。請負額は現請負額が1億6,170万円で変更仮契約額は1,664万6,700円となり、変更仮請負額は1億7,834万6,700円となります。変更仮契約の締結日は、平成24年10月2日です。

次に、変更概要について説明いたします。

1点目、停電時でも太陽光発電が利用できる仕様変更についてでございます。太陽光発電設

備の当初の利用目的は、校舎の電気使用料金の低減と環境エネルギー学習に活用する計画であったことから、停電時の利用は対象にしていない設備構造でございました。しかし、東日本大震災を経験し、非常時の対応策として停電時における校舎内の一部となりますが、職員室や事務室の専用コンセント、電話やテレビ受信など通信情報機器の利用を可能とする緊急電源を確保するための自立出力切りかえ盤を設置し、対応する仕様変更を行います。

2点目は外部照明の追加、LED電球です。当初の外部照明設置計画では校舎南側を含めていませんでしたが、生徒の安全を確保するため、校舎南側外灯4灯と駐輪場の全てにLED照明を追加変更するものでございます。あわせて学校体育施設開放で利用する皆さんの安全の確保も図る考えであります。また、天井が高い多目的ホール3カ所に設置する照明器具を、修理経費の節減を図るため、当初設計の蛍光灯から維持年数が長期となりますLED器具に変更するものであります。

3点目の電源の配線配管の追加は、建築、機械設備、電気設備の各工事の変更と学校からの要望による変更に対応する配線配管の追加であります。

4点目のキュービクルの設置場所変更は、当初設置予定場所の地下に既存埋設管等があることから、設置場所を変更するものでございます。

資料の2ページに位置を示しております。ごらん願います。

1つはキュービクルの場所の変更、電気につきましては屋上にソーラーパネルを設置する計画でございまして、これに対応する緊急時の使用ができる設備を整えるという内容でございます。

それと、校舎南側のインターロッキングと書かれている通路の脇に、校舎側に丸にバツ印を入れたマークを4カ所ほど示させていただいているんですが、これが外部照明の追加ということでございます。あわせて駐輪場の内部にもLEDの照明器具をつけるという内容でございます。

それでは、議案書1ページをごらんください。

議案第1号、平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について。

平成23年12月15日議決の平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年10月16日提出、柴田町長。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ただいまの電気工事の変更関係で、変更額が1,600万円ということなんですけれども、それぞれのその変更事項について、金額的にもうちょっと詳細にお願いできないかなと思います。

それから、太陽光発電が停電時でも利用できるような仕様変更ということで、従来は照明だけを想定しての設計だったのかどうか、ちょっと確認なんですけど、それを職員室のそういう通信機器とか、万が一のために必要な電源として使用できるように出力切りかえ盤というものを変更するといいますか、そっちのほうに変更するということのようにでしたけれども、その辺もう少し従来の想定した使い方と、それによって自動的に、例えば停電なんかになった場合に、出力切りかえ盤のほうでそういう対象としている電源に切りかわるような設備なのかどうか、何か手動でやるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、外部照明の追加ということで、LED電球化するよということなんですけれども、当然寿命は長くなるというのはわかるんですけども、それによって照度とかその辺は影響ないのか、お願いします。

あと、この1,600万円の財源なんですけど、何か補正のほうにあるのかどうかわかりませんが、いわゆるそれは国庫補助分とか町の負担分とかいろいろある中で、こういう追加分というのはどういうふうに、国の補助金の関係はどうなるのかなということをお伺いしたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） まず、1点目のご説明を申し上げます。詳しく内容についてというご質問でございました。

1つは、電灯設備工事の1,600万円のうちの主に大きく取り組んでいるのが太陽光発電、ただいま申し上げました自立出力切りかえ盤の新設等に関しまして623万5,000円を見込んでいますところがございます、大きなものでは。

また、電灯設備工事関係で今、ご質問にもありましたが、LED変更等、あとは施工上、電源器具等の移動等も含めまして614万6,000円ほどの数字を見込んでいますところでありまして。これは工事分で諸経費とかは入っておりませんが、工事関係ではそのように見えていますところでございます。

また、大きなところでは、電源配線配管の追加、それとしまして185万円ほどを見ておりましたので、これで1,400万円ほどの内容になるのかなと捉えているところでもあります。

そのほかでは、大きくはございませんが、インターフォンの配線の追加等で、そういう関係でも11万6,000円とか見ている内容でございます。

太陽光発電の考え方といいますか、まず当初の考え方ということのご質問かと思えます。

当初は、先ほどの説明でも申し上げましたように、太陽光で発電をしまして、その発電は発電している通常時は校舎内のキュービクルの中での分電箱の系統の中で動力分、または電灯分、照明分ですね、電灯分に使っていくという内容でございました。でありまして、非常時の停電になった場合につきましては、太陽光は日中は発電しているんですけども、その日中の発電している部分については使えますけれども、夜になれば発電はしませんので、蓄電装置の設備がございませんので、電気は生まれないといいですか、発生しないので使うことができない。今回改良することは蓄電池までの想定はしておりませんでした。蓄電池は費用がかかるということもありまして、まず今回の変更の中では蓄電池は入っておりません。であります、太陽光発電をしまして、そのままですと通常の電気が切れたときは別ルートをつくって、添えつけて、交換する機能を持った自立出力切りかえ盤というのはそういうものなんです、それを使いまして自立出力の電気を確保すると、これが先ほど申し上げました職員室、事務所等のコンセント、またはそちらの照明、あとは放送設備に使えるような形になる部分につながっているということでございます。

それで、自動か手動かというご質問もあったかと思うんですが、これは自動的に切りかわるという内容になっております。

この工事自体が交付金の対象になってございまして、交付基準額単価を超えた分につきましては起債対応、結果は町の持ち出し分という対応になるということでございます。

LEDの照度につきましては、蛍光灯を当初予定しておりました照度と同じ照度を確保するLED照明器具で対応するということになってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それで、今、答弁の中で蓄電池という話が出たんで、それを言いたかったんですけども、蓄電池というのは検討したとは思いますが、最小限の例えば蓄電池、災害時に暗くなってからでもいろいろ学校でやらなくちゃならないことがあったりして、あるいは情報を、通信をしなくちゃならないこともあったりして、最低限必要なこともあると思うんですが、やはり蓄電池というのはこれから太陽光発電と同時に、家庭でも家庭

用のということでセットで話題になっていますが、やはりこういう公共施設ですのでやはり必要なと私も思うんで、もし検討したのであればちょっともう少しプラス、その金額にもよるんですけども、たとえ容量の少ないものであっても最低限の蓄電池は考えるべきではないかなと思うんです。ちょっとその辺検討したかどうか、金額的にどうか。例えばそういうものを設置した場合に、やはり交付対象になるのかならないのか、その辺の想定をどういうふうにしているのか。

それから、これから大規模改修される学校等もあるんですが、その辺にもちょっとそういう最低限の太陽光発電と蓄電池は考えたほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 1点目のご質問で、蓄電池について検討したかというご質問かと思いました。当然これは今回の変更をするに当たりまして、この近隣では白石市の第一小学校でコカ・コーラの復興支援基金というものを適用して設置されておりますので、その辺の視察をさせていただきまして、内容の説明を受けてまいりました。

蓄電池は非常に高価なものなんです、現在では。でありまして今回の変更契約の中ではなかなか難しいかなという判断をさせていただきましたので含んでおりません。ただ、平成25年度の県の補助の制度の中で再生可能エネルギーという申請が今受け付けられておりますので、その中にこの槻木中学校の蓄電池という部分で申請をいただくように、担当が町民環境課になるんですけども、そちらにお願いして取り組んでいただいているところでございます。

2点目のこれからの大規模改造する校舎について、考えなくちゃならないんじゃないかというご質問いただきました。それにつきましては、大規模改造を行う場合の太陽光発電の設置についての支援メニューとございますか、財政面の支援メニューがございません。それに合わせてやるとなりますとなかなか難しいのかなと考えております。ただ、大規模改造が終わった学校等につきましても、やはり環境エネルギーの教育等の関係もございますので、積極的に取り組んでまいりたいなということでございます。

船岡中学校の大規模改造が終わっていますので、これも今、柴田町で大規模改造、コカ・コーラ復興支援基金という名称だったと思うんですが、そちらに申請をさせていただきまして、それはまだ採択の回答はいただいておりませんが、今、大坂議員さんのご質問にありますように、やはり町といたしましてもそういういろんなメニューを探しまして対応していき

たいなと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、よろしいですか。ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 今回の質問とほぼ関連するんですけれども、やはりバッテリーだね、ためておくということで、それが今のところ実際はないと。この議案の中に主な変更内容は、今回の停電時には校舎内の緊急電源として使用するというので、緊急電源として、停電になったら電気は来ないわけですから、夜は使えないということになってしまいますよね。そうすると安全確保のために校舎内外、周りを照らす外部照明の追加を行うと言って、それを建てても結局はバッテリーでためておかなければ夜は使えなくなってしまうということになると、ここで言っていること自体が整合性がないということになると思いますけれども、その辺の説明をお願いします。

それから、多分避難所になる可能性もあると思うので、やはり日中ためたやつというのは、どうしても夜、24時間避難所ということになれば必要になってくると思うんですけれども、やはりその点がまだ足りないと思いますけれども、その辺どういうふうに考えているのかお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問いただきましたのは、緊急時が当然夜間になりますと蓄電装置がなければ対応ができないというのは十分我々も検討させていただきました。ただ、やはり本工事の太陽光発電設備を設置する当初の目的が、そういうことまで想定した範囲で検討した内容での設置となつてございませんでしたので、まず昼間でも、明るいときでも電力の停電ということは発生するという場合にも、せつかく発電している太陽光がある設備ですから、それをまずは利用できるように対応したいということで、蓄電池は設置まではいきませんが、発電をしている電力を活用するという方法で取り組んだものでございます。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次、2点目について避難所につきましてのご質問なんですけど、やはり太陽光、この槻木中学校で出しているのは19.5キロボルトアンペアでありますから、例えば槻木中学校全ての電気器具、または動力を動かすものには到底難しいんですね。そういう意味では、避難所になった場合には、これから必要な部分の、やはり絞り込んでといいますか、選択をしてそれに対応できるような設備を整えていくということは大事なのかなと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 先ほどの説明にもありましたとおり、やはり蓄電池というのは非常に

高いんですね、それはわかります。約20キロワットの発電能力があるということは、大体1家庭の四、五軒分ぐらいの容量になるかと思います。避難所なんかを一応想定しているということであれば、それで20キロワット、通常であればそれは全体のごく一部ではあるんですけれども、停電時にやったときにはこれの発電があったときに何日分ぐらいもつかと、夜間、ある程度の想定をしてということも考えなくちゃならないと思います。そうすると結構金額的には出てくると思うんですけれども、その辺の精査もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 要望でいいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号平成23年度槻木中学校校舎改築工事（2期工事）（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟
新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第2号平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号平成22年度二本杉町営住宅建替事

業北船岡町営住宅2号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります北船岡町営住宅2号棟新築工事において、工事内容の一部に変更が生じたため、設計内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、住戸内の壁仕上げの仕様変更及び東日本大震災の影響で資材や作業員が不足し、施工単価が上昇したことに伴い、工事請負契約書第25条第6項のインフレスライド条項による請負代金額の変更を行うものです。

請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、3ページになります。

議案第2号平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について。

平成23年3月30日議決の平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の金額であります、変更前が6億5,415万円、変更額であります2,218万1,250円の増であります。変更後の額であります6億7,633万1,250円となるものであります。

それでは、議案第2号の関係資料をごらんいただきます。

まず、新築工事であります、請負者につきましては、株式会社松浦組であります。先ほど説明しましたけれども、当初の請負額が6億5,415万円、今回の変更額が2,218万1,250円であります。変更後の契約額が6億7,633万1,250円となるものであります。変更の仮契約の締結は10月1日、行っております。工期については平成23年3月31日から24年12月21日を予定しております。

変更の概要であります、これまでの変更といいますと、工期が延びたり、仕様の変更等々が主でしたが、今回は工事請負契約書第25条第6項インフレスライドに基づく資材、それか

ら労務単価等の変更であります。

そしてもう一つは、住戸内部の壁の仕上げの変更ということで、シナ合板にクリアラッカーの塗装を予定しておりましたが、これも震災の関係で品物がないということで、石こうボード、プラス、クロス張りを行うという内容でございます。

次のページの図面をお願いします。

2番目の変更箇所ではありますが、47戸全て内部の壁仕上げの変更を行うものであります。上が1階の平面図、それから下が2階から8階の平面図ということで、内部の壁仕上げの変更です。

仕様の変更の内容は以上なんですけれども、工事請負契約書第25条第6項のインフレスライドの関係を詳しく説明を申し上げたいと思います。

第25条は、賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更であります。予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレまたはデフレを生じ、請負代金額が著しく不相当となった場合には、甲・発注者、それから乙・請負者です。甲または乙は、前項の各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができるということであります。

これについては、スライドということで実は3つあります。その3つは、まず全体スライド。これについては比較的穏やかな価格水準の変動に対応する措置、まずこれが1つ。

それからもう1つは、単品スライド、要は特定の資材価格の急激な変動に対する措置。そして今回お願いします3番目が、インフレスライド。急激な価格水準の変動に対応する措置ということで、県も当然この適用をしまして変更を行っているという内容でございます。

今回のインフレスライド条項、当然労務単価、あるいは材料費の価格変動に伴う施工単価のアップということで、対象工事につきましては被災3県、宮城、岩手、福島で実施されている全ての工事ということになります。そして、工事の残期間が基準日、後でちょっと説明しますが、基準日がありまして、2カ月以上残っていること。そして3番目として発注者及び請負者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされたときとするということがありまして、宮城県において東日本大震災に伴う賃金の変動に対する工事請負契約第25条運用のマニュアルが、平成24年3月21日付で実は運用されております。その際に直前の賃金見直しが平成24年2月20日にあったということですので、この日を基準日としております。

県が平成23年3月時点でまとめた建設労務費については、大体平均で1.07倍、労務単価が上

がっていると。それから、当初設計で見積もりを採用したものについては、建築工事で1.05倍、それから電気で1.002ということで0.2%、機械設備では大体1.8%ぐらい上がっているという形になります。今回のスライドを、変更額を積算する上で今回の2号棟は3月31日に契約をしております。平成23年です。24年の2月20日が基準日ですので、この期間1年近くあるんですけども、これは当初上がる前の単価で、出来高を確認しまして、まずここで1回額を確定させます。20日以降については、当然単価が上がっていますので、その分が今回のスライド分ということになりまして、見直し単価から当初設計の単価を引いたその差額分に当然請負率がありますので、今回はたしか91.8%ぐらいになっていまして、それを掛けて、要はここで100分の99を掛ける。普通であれば100%発注者が見るよということになるんですけども、1%分、要は請負者、会社の営業を損なわないということで、不可抗力ということがあるんですけども、天災等々があっても1%ぐらいはやはり会社のほうに負担をしてもらうといいですか、そういう条項が29条でありまして、県ではその1%を適用させるということで、100分の99ということで今回積算をしました。

その額であります、平成24年の2月20日までの出来高が、ちょっと端数処理しますけれども、9,868万3,000円ほど出来高が上がっております。15.84%の出来高であります。残工事が5億2,431万6,000円ほど実はあるんですけども、その額を先ほどこの単価が上がっている、見直しをかけて5億5,685万円ほどになっております。その差額が2,112万5,000円ということで、今回それに消費税を掛けまして2,218万1,250円の増という形になります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） そのスライド制のことで今説明があって、北船岡住宅の場合はそれぞれ7%とか5%とか、そのアップ分は県全体でそういう形でいくということになっているというんですけども、北船岡住宅は今年度中には完成の予定ですから対象にはならないと思うんですけども、例えばまた来年も続くような事業があって、その場合はことし一旦こういう形で平成24年度分というか、スタートしてから今年度分をアップということで変更すると。そしてまた、例えばの話ですよ、来年も続く事業の場合は、来年は来年でまたそういうスライド制のもとで、また再度変更があるというそういう制度なのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくいい質問だという言い方おかしいんですけども、

要は再スライドだと思うんです。これについては県では全て全体スライド、あるいは単品スライド、それからインフレスライド全て可能ですよと、要はもう1回見直しが、もっと上がればとかそういうものであれば、もう1回再スライドを検討するという内容になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） インフレスライドがあるのであれば、デフレスライドもあるのかなという思いもあるんですが、それは企業のもうけということになっちゃうんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくこれまで私も長いほど建設行政をやってきましたけれども、単品スライドが要は平成20年度に鉄骨関係でちょっとやりまして、それから昭和49年オイルショックですね、それ以来、意外とインフレといいますか、25条の適用はなかったのではないかと思います。そういう意味ではデフレ、下がれば当然、今度は町がそれを業者といいますか、請負者に請求をすると、協議をするという内容になるかと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより平成22年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅2号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 平成24年度船迫小学校大規模改造工事（債務負担行為）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第3号平成24年度船迫小学校大規模改造工事（債務負担

行為) 請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第3号平成24年度船迫小学校大規模改造工事(債務負担行為) 請負契約についての提案理由を申し上げます。

船迫小学校は、昭和55年度に建設され、既に32年が経過いたしました。その間児童数の増加に対応して北校舎を増築し、平成22年度には生活様式の変化に対応したトイレの洋式化工事を行っております。

また、平成23年3月11日の大震災では、校舎、体育館とも被災し災害復旧工事を行っております。今回は校舎の長寿命化を図るため、屋上防水改修工事、外壁及び内壁補修、塗装改修並びに給排水管改修を行うものです。

本年、改修工事の実施設計を完了いたしましたので、工事を行うものです。

既決予算に基づき、制限付一般競争入札の特別簡易型総合評価方式として、7月31日に入札公告を行い、株式会社松浦組、株式会社四保工務店、株式会社八重樫工務店、株式会社斎藤工務店、株式会社畑中工務店の5者の参加により、8月24日入札執行いたしました。が、予定価格に達せず不調となりました。

8月28日に指名委員会にて指名競争入札とすることを決定し、株式会社松浦組、株式会社四保工務店、株式会社八重樫工務店、株式会社大楨組、株式会社斎藤工務店、株式会社佐藤建設、株式会社平間組、株式会社本田組、株式会社畑中工務店の9者を指名決定いたしました。

全者参加により、9月20日入札を執行した結果、株式会社松浦組と2億2,501万5,000円で工事請負仮契約を9月25日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) お二人から補足説明を求めます。最初に財政課長。次に、教育総務課長。最初に財政課長。

○財政課長(水戸敏見君) 詳細説明です。議案書の5ページになります。

議案第3号平成24年度船迫小学校大規模改造工事繰越明許です。請負契約にかかわる内容となります。

9月20日、入札により施工業者等の選定を行い請負仮契約を終えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容等含めまして、入札等の経過については議案第3号関係資料で説明いたします。そちらのほうをごらんください。

今回の入札は、8月24日の制限付一般競争入札が不調となったことから、名取市以南の経営審査点750点以上の業者、いわゆるA等級です。指名による再度公告入札といたしました。

1ページの一覧は2度目の入札の参加業者です。9者の参加となりました。

次のページをごらんください。

入札の結果調書です。上の段をごらんください。

入札執行日は9月20日、予定価格が2億4,162万8,000円、最低価格は2億1,231万5,000円、工期は平成25年12月20日までとしています。

入札の結果、松浦組が2億1,430万円で落札となりました。契約金額は入札価格に消費税を加算し、2億2,501万5,000円となります。

次のページは不調となった1回目の入札結果調書です。全ての業者が予定価格に達しないことから、落札者決定のための総合評価対象事業者をなしとしたものです。

なお、1回目の入札の不調を受けて、2回目については設計価格について一部見直しを行っておりました。

入札契約にかかわる内容です。

○議長（我妻弘国君） 次、教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 続きまして、工事に係る内容について補足説明をいたします。

資料の5ページをごらんください。

船迫小学校の配置図と本工事の対象範囲を斜線部分で示したものでございます。校舎と屋内運動場の大規模改造工事となります。

右側表の工事概要をごらんください。

①の校舎棟について、建築工事では外部と内部の共通項目としては、内外壁、床、天井の塗装塗りかえとひび割れ補修、そしてエキスパンションジョイント、建物の接合部の補修を行います。雨漏り防止対策として屋上防水を全面改修し、残っているコンクリートブロック壁の撤去改修と建具の窓ガラス等の調整を行います。

電気設備工事では、固定式電気暖房機の後ろ側に現在位置しているコンセントを学校で利用

しやすい位置への変更、また建築工事に伴う照明器具の撤去再設置、空調設備用、これはエアコン設置用なんですけれども、電源の工事を行います。

機械設備工事の空調設備新設は保健室、図書室、校長室、職員室、事務室にエアコンを設置するものです。また、老朽化した内外部給排水配管の改修と職員室と教室をつなぐインターフォンの撤去新設を行います。

②の屋内運動場につきましては、外壁を高圧洗浄するとともに、屋根の塗りかえ、内部では床と壁を塗りかえ、キャットウォークという上の通路部分にもなるんでしょうか、キャットウォーク上部の天井の張りかえを行います。

6ページをごらんください。

各校舎階数別の改修平面図です。昨年の災害復旧工事で改修いたしましたコンクリートブロック壁は、図面右下の中央校舎3階にあります英語活動室の左側の壁でございました。まだ残っているところといたしましては、各階のところに書いておりますが、既存コンクリートブロック壁と表示いたしまして、平面図内に灰色塗りつぶしで部分を示させていただきました。主に階段壁部に残っておりますが、本工事にて全て撤去改修するものでございます。

左上は中央校舎1階でございます。

家庭科室と理科室を二重床構造といたしまして、現在露出しております給排水管を床下にまとめまして、また音楽室の床コンセントを壁コンセントに移して使いやすくして整理するものでございます。

左下の図面に移ります。

中央校舎2階と南校舎1階でございます。

保健室、図書室、校長室、職員室、事務室にエアコンを設置いたします。また、職員室と事務室を一体化とする改修を行うものでございます。

特別支援教室とことばの教室では、学校の要望によりまして、利用児童のための間仕切壁を新設する室内改修を行うものでございます。

図書室につきましては、低学年児童に配慮した畳敷き小上がりの新設とタイルカーペットへの改修を行うものでございます。

南校舎階段奥の低学年児童用トイレは、洋式トイレに改修するものでございます。

右上に移ります。

右上は、北校舎と屋内運動場の1・2階の図でございます。

右下中央校舎3階と南校舎2階でございます。

南校舎2階階段奥のトイレを洋式トイレに改修するものでございます。

以上で、工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番白内さん。**

○17番（白内恵美子君） 白内です。屋上防水改修工事を行う、学校では十何年来、雨漏りで苦労をしていて、その原因解明ができずにいたんですが、今回雨漏りの原因解明までいくんですか。要は本当に屋上の防水改修工事を行えば雨漏りしないのか、もっと別の原因もあるのか、ちょっとその辺がはっきりしていなかったんですよね、前ね。それで、結局、大規模改修のときにやるしかないということだったので、この雨漏りに対してはどのように考えているのかをお聞きします。

それから、エアコンは4カ所ということなんですが、扇風機は今回、船迫小学校は、ほかの学校は設置したけれども、大規模改修があるということで設置しなかったんですが、そうすると扇風機の設置はいつになるのでしょうか。伺います。

○議長（我妻弘国君） 2点、答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 1点目の雨漏り防止について、改修がなるのかというご質問に受け取りました。

当然、雨漏りは屋上部分の防止設備の劣化に基づくものかなと捉えておりますので、屋上防水の改修をやると。あと、ただいまも申し上げましたように、建築の中で外部、内部の壁等のひび割れの補修もあわせて行いますので、それで改修されるものと考えて取り組むものでございます。

2点目の扇風機は、各学校の普通教室に設置していくという考えでございましたので、ただ船迫小学校の場合は、この大規模改修の終了に合わせまして設置をしていくという考えでいるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 雨漏りについて、本当に屋上の防水工事だけで済めばいいんですけども、やはりちょっと懸念されるというか、脇のほうから漏ってきていたところとかもあって、だから特に原因解明をするわけではなくて、屋上の改修をするということなわけですね。その結果、もし雨漏りがあれば、また今度はきちんとした原因解明をするということなんでしょうか。そこのところをちょっとお聞きしておきたいと思います。何か本当によくわからないままきてしまったので。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 原因解明をしないのかというご質問もあったのかと思いましたが、これまでのやはり大きな建物の中で雨漏りというのは、やはり簡単にといいますか、大きな原因としては屋上からの雨漏り、あとは窓の取り付けとかで、経過年数でパッキンが弱くなったり、いろんな部分で横から入るとか、あとは壁が亀裂があってというのが想定されるものだと考えていることから、今回大規模改造でとり行うことによってそれは全て対象に捉えておりますので、雨漏りの防止につながるものと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 雨漏りについては、万が一工事終了後にまた雨漏りがあるようであれば、今度こそ原因解明はしていただきたいと思います。

それから、もう一つわからなかったのが、内部の床の塗りかえというのはどういう、床の塗りかえというのは張りかえではなくて、塗りかえなんですか、床。内部のところの説明で、校舎棟内部で内部床、天井、壁塗りかえとなっているんですが、床の説明をお願いします。

あと、剥がれているところはどのようになるのか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり塗装面で塗りかえて改修できるところと、今、議員さんのご質問にもありました、例えば一部剥がれているところとか、それはあわせまして張り直した後に同じように塗る必要がある場合は塗っていくと考えていくものでございます。ですから、塗って終わりじゃなくて、当然改修、そういう段差があるところは改修して取り組むということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 入札にかかわってなんですが、最初の制限付一般競争入札、総合評価方式だと最終的に落札している業者の価格が2億5,800万円で、その後、総合評価方式ではなく一般競争入札に付して2億1,430万円ですね。この間の開きが約4,370万円あるわけですが、当然今、特に東北地方、被災3県の建設需要が大きくて、建設業界の売り手市場になっているのはわかるんですが、この差額について、最初の入札価格、2回目の制限付についても、これだと3,100万円の開きがあるんですけれども、これについては現状で入札価格が高どまりになりかねない部分があると思うんですが、この開きについてどういうふうに見ているのか。企業が努力した結果と見ているのか、当然入札している業者で町内の業者さんなんかは、町の事業にも貢献しているので、その辺の部分も当然、育成も加味しなければならいんですが、例えば資材の高騰、それから人件費の高騰、工事の発注ぐあいなどで高どまり

になりかねない部分もあるとは思いますが、その点についての見解を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 先ほど建設課長が話したように、いわゆる建設価格は大きく上がっているわけです。設計段階から全て最新の値で取り組みますので、完全ではないんですが上がり傾向の原単位単価は全部設定かけております。

それで、今回1回目と2回目で大きな開きが出たんですが、一言で言えば、やはり企業努力だったんじゃないかと思えないんです。特に建築の場合については、いわゆる協力企業、さまざまな業種で20種類近いいわゆる協力企業の下請なりが必要になってくるわけですけれども、そこがどれぐらいの価格でこの事業に対して協力していただけるかという事前協議が会社でやらなきゃいけないわけなんです、それは時間をかけて2回目の入札のときには協議が調って応札の結果にあらわれたんだろうと思います。

建築に関しては、そういう幾つもの企業の合体による工事になるということがちょっと特殊な要因なのかなと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 特に、今、町内でもこのAランククラスの工事を請負をする業者が前から指摘されていますけれども、町内で2社しかないので、その部分のことについて、やはり最初から入札を認める登録業者を広げてやる必要があるのかなと思うんですが、やはりどうなんでしょうか、最初から企業努力を求める方向ではなく、今の状況だと地元企業育成にスタンスを置かざるを得ないのかなというふうに考えているのかなとも思うんですが、どちらなんでしょうか、今の考え方としては。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 現在のところは、両方に足をかけながら体重をこっちにやったり、こっちにやったりということですね。地元企業はやはり大事だということはわかっておりますが、当然不調が起きてくれば地元企業に対してもある程度の競争原理は求めていかなければいけないという考え方に立っております。

特に大きく、これからの入札について、全て一般競争入札にするという考え方は現在のところ持ってはおりません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は資料の2ページ、3ページを見ていて、最初の一般競争入札が

不調になったということで、2回目の指名入札のときの予定価格、最低価格ですね。1回目がそういうことで不調になったということで、単価を上げたというそういう操作というんでしょうか、それをしているということなんでしょうか。ちょっとその点確認したいのと。

2点目は、今の広沢議員の質問と同じように、こういうふうには単価などが上がってきている状況の中で、町としても1回目の一般競争入札がこういう不調になるというのはある程度予想できたんでしょうか。建設業者はなかなか今の役所の単価では採算はとれないと。この1回目の結果というのは、言うならば本音が出ていると思うんです。5者のうち2者が2億4,500万円とか2億4,700万円、それがさっきの広沢議員の質問じゃないけれども、2回目の入札になったら企業努力かもしれませんけれども、2億1,400万円とか2億1,900万円、3,000万円以上下げられるというのは、私からすると先ほどの課長の答弁を聞いていても、このご時世で下げられるというよりも、まず仕事をとるためにやっていて、後から増額の変更でもするみたいなふうに、それしかとれないんですけれども、その辺、町としてもどう考えているか。そういう意味では2回目の予定価格も、課長のほうも最新の情報で建設資材の単価とか人件費等なども考慮した上でこういうふうにはっきり決めたというのか、もう一度ちょっと、今のあれならばもう少し高くてもおかしくないんじゃないかというぐらいに私はちょっと思いますので、ちょっとその点お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず1点目は、予定価格変更をかけておりますが、これについては1回目の入札内容を受けたときに、その内訳書を提出していただいております。全部の事業者の内訳書を確認して、設計書の中でいわゆる県の示す単価で追いつかない部分が多少あります。人件費にかかわる部分が多いんですけれども、その分についてわずかに修正を行っております。これは県の改定単価が、年、今6回ぐらいありますかね、4回か6回あるんですけれども、それでも追いつかないという部分を考慮いたしました。

もう1点については、これだけ下がって変更契約ありきかということなんですけれども、契約部門としては、もしもこの設計に何の内容の変更もなければ変更の契約は考えてはおりません。ただ、先ほどあったインフレスライドみたいなことが起きればまた話は別なんですけれども、現在の設計の内容そのままいくのであればこの金額でいくんだろうと。

3,000万円以上落としているわけなんですけれども、当然、企業体としてのもうけといいますか、留保分についてかなり切ったんだろうとは思っています。

町内の企業さんについては、特に町の発注する業務については最優先という考え方を持って

もらっておりますので、多少利益率を落としても町の仕事はしていきたいというのが町と業者さんとの考え方なんだろうと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この最低価格というのは、町としてこれがぎりぎり仕事を受け取ってもらえるという金額ということで、例えば2億1,231万5,000円ですか、2回目。というか今の課長の答弁でいくと、主にこの順位で言う1位と2位になったところが3,000万円近く下げたというのは、内容を精査してどの部分が下げられたというのはわかるわけですか。例えば人件費であるとかいうことですね。ちょっとそこをもう一度お聞きしたいと思います。3,000万円近く2者が下がったわけですが、町が内容を精査して人件費なのか、建築資材なのかとかですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、先に1点だけ話しておきますが、町がこの価格を出すためにする設計については、いわゆる公共土木としての設計のルールに基づいてやっていますが、それがそのまま業者さんのいわゆる段取りに係る費用というわけではありません。当然、人件費も設計する基準単価と違いますし、さまざまな資材についても、手持ち資材があればそれを使うわけですから。そういうことで全体金額を業者さんはどこを削れば落とせるかということを考えて応札していただけたんだと思っております。

私どもの設計する、例えば1人のいわゆる労務の単価が1万円とすれば、その会社が1万円の給与を支払っているというわけではありませぬので、一応この大きな工事をするために総括的に設計をかければ、こういう段階がかかる経費を積み上げればこのぐらいになると、あとは業者さんがどういう形で応札するかということについては、その業者業者の状況によって大きく変わるものだと思います。

どの単価が下がったんだということは一概にはお答えできません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号平成24年度船迫小学校大規模改造工事（債務負担行為）請負契約につい

での採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 号 財産の取得について（防災公園・総合体育館整備用地）

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 4 号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 4 号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の取得は、防災公園・総合体育館整備用地の取得であります。

平成24年第 3 回定例会に追加提案し、議会の議決を得た既決予算に基づき、株式会社不二トッコン工場跡地の取得について、相手方であるカイハツ産業株式会社と協議してまいりましたが、このたび合意が得られ、4 億4,000 万円で土地売買仮契約を10月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 4 号財産の取得。不二トッコン跡地取得に関する案件です。

10月10日、土地取得のための仮契約を終えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得財産について説明いたします。

該当の土地は、不二トッコン跡地の船岡字上大原65番地 1 外18筆です。

合計面積で 3 万614.4 平米、状態は整形された宅地状態、実地測量済みです。

取得金額は 4 億4,000 万円。平米当たりで見れば 1 万4,372 円となります。

取得の相手方は、仙台市青葉区にあるカイハツ産業株式会社、これは上場企業三菱マテリ

アルのグループ会社の1つです。

今回の土地取得は、防災公園・総合体育館整備のための用地先行取得です。

本議案議決により契約の効力を持つこととなります。

この後、登記手続、会計処理を経て11月初旬には町の公有財産としたいと思えます。

以上が財産取得にかかわる説明です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 財産の取得について（槻木中学校備品）

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

現在、槻木中学校は平成25年2月の完成を目指し、改築工事を進めております。今回提案する財産の取得は、新校舎において生徒たちが使用する机や椅子等の学校運営に必要な備品を新たに購入するものでございます。

7月24日指名委員会にて有限会社水上商店、株式会社北文社柴田営業所、有限会社シンカイ船迫営業所、株式会社オオエダ商会の4者を指名決定し、8月9日に入札執行いたしました。が、予定価格に達せず不調となったことから、制限付一般競争入札として9月3日に入札公告を行い、9月20日に入札執行いたしました。

入札参加者は有限会社水上商店、有限会社エス・ビー・エス、有限会社シンカイ船迫営業所、株式会社オオエダ商会、株式会社朝文堂、北日本電線サービス株式会社の5者でありました。

入札を執行した結果、有限会社シンカイ船迫営業所と1,540万350円で物品購入の仮契約を9月25日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議案書9ページになります。

議案第5号財産の取得。槻木中学校改築に伴う新規備品の購入にかかわる内容です。

9月20日、入札により納入業者等の選定を行い、仮契約を終えました。

契約に至る入札等の状況について説明いたします。

別添の議案第5号関係資料で説明いたします。

今回の入札は、8月9日の町内業者による指名競争入札が不調となったことから、対象事業者を仙南地域に広げ、制限付一般競争入札として再度公告いたしました。

1ページの一覧は、2度目の入札への参加業者です。6者の参加となりました。

次のページをごらんください。

入札の結果調書です。

上の欄、入札執行日は9月20日、予定価格1,966万円、最低制限価格は設定いたしません。

入札の結果、有限会社シンカイ船迫営業所が1,466万7,000円で落札となりました。

契約金額は、消費税を加算し1,540万350円となります。

次のページは、不調となった1回目の入札結果調書です。全ての業者が予定価格に達しないことから、落札者なしとしたものです。

2回目の入札で金額が大きく下がったのは、競争原理も働いたのですが、提出された積算書等から判断すると、メーカー仕切り値が低下したことによるものです。メーカーの交渉、いわゆる企業努力によるものと判断しています。

契約物品については一覧を添付しております。ごらんいただきたいと思います。

入札契約にかかわる内容です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 白内です。今、最後の説明のところで、メーカー仕切り価格が低下したために大幅に同じ業者が500万円以上ですか、金額を下げたのとったんですが、ほかの工事等とは違ってこういう物品、それもこれほどたくさんの物を一気に入れるという場合は、どういう形になるんでしょうか。町でも提示する場合、そして実際は学校の生徒や教師が使うわけですが、その人たちの要望というのは入るものなんですか。どういう物を使いたいとか。まずそれと、それから……。まずは、要望はどこまで入るのか。

それから、こういう方法について、これだけたくさんの、購入する場合の町とすればどのような提示の仕方を業者にするものなのかというのがちょっとわからなかったもので、例えば実物を見るわけにいかない、全てチラシというか、全て冊子かなんかあってその中から選んでいくのかなとも思ったんですが、申しわけないです、こういうものの依頼の仕方というのがわからないので、それを少し丁寧に説明してください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） まず、1点目のご質問で、学校等の要望の受け入れについてのご質問かと思いました。

これまでも、これは校舎の建築についても設備とかそういうものにつきましては、先ほども申しあげましたように学校の要望を聞いて、それで設計に反映していくということですので、同じようにこちらの備品につきましても学校で必要とするものはどういう物か。また、特にどういうところに注意して町で発注するようにしたらいいのかということで、学校との打ち合わせは何回も、数回にわたって打ち合わせをした中で、先ほどこの資料の中でつけさせていただきました品名と数量になっているということでございます。

学校等の要望はどのようにしているのかということですから、学校との打ち合わせを重ねてきておるということでございます。よろしいでしょうか。

次に、発注につきましては、やはり学校の用品のカタログがございますよね。これだけと指定しますとこれは問題ありますので、このタイプの同等品、同等品というのは同じ、例えば高さ、サイズが同じ物で、そういう共同、規格に合ったものを同等品と指すわけなんですけれども、そういうもので机はどこどこの、何々の同等品というようなことで、それを数量幾つということで発注するわけです。それをもとにして、入札する業者さんでは単価を計算して、数量を出して応札に当たるという形に進んでおります。発注の仕方はそのようになっております。よろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 校舎を新しくして備品を入れる場合は、例えば机や椅子ぐらいは本当に子供たちの要望で、少々高くても、例えばカラフルな物を入れたいとなったらそういうものを入れるとか、毎日使う物に関しては、かなり要望を入れたほうがいいんじゃないかと私は思ったんですが、ただ、何回も話し合っている中で決めたということであれば仕方ないのかなと思います。

それで、心配だったのは、この金額を500万円も下げてくるということは、カタログで選んだ同等の品物とは言いながら、質を下げていないのかなと、仕切り値がどのと言っていますが、余りにも大きな金額の違いだと、悪いけれども安いほう、安いほうというか、結局、長年使えなくなる、壊れてしまうとかそういう心配はないのかどうか。ちょっとこのくらい大きく金額が違ふと逆に心配になってしまうんですが、大丈夫なものなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 納品される物につきましては、同等品ということになりますけれども、納品を受ける物につきましては、どこどこの何々というのがわかるようになっていきますよね。ですから今、白内議員さんがご心配になりました、例えば同じサイズだけれども弱かったりとかそういうものではなくて、いわゆる学校で通常購入しているメーカーさんの物での納品となつてございます。物は、よろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第6号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成22年4月から使用停止していた柴田町民体育館は、平成23年3月11日の東日本大震災及びその後の相次ぐ余震によって、さらに躯体に大きな被害を受けましたので、現在立ち入り制限を行っております。隣接地には船岡小学校、船岡公民館があることから、児童や公民館利用者の安全確保のため、当該施設の閉鎖と生活環境保全の面から解体の方針を固めました。

この方針に対応するため、10月4日に平成24年度災害等廃棄物処理事業国庫補助の査定を受けた結果、柴田町民体育館の解体費が補助対象として認められました。

柴田町民体育館を解体する上で、事前に柴田町体育施設条例の一部を改正し、柴田町民体育館に係る文言を本条例から削除する必要がありますので、本案を上程するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 議案第6号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例の改正内容について説明させていただきます。

議案書11ページをお開き願います。

柴田町体育施設条例の一部を改正する条例第2条第2項中、表中の名称、柴田町民体育館及び位置、柴田町船岡東1丁目2番65号の文言を削除するものでございます。

同時に、別表第5条関係1の見出し、柴田町民体育館の文言及びイの柴田町民体育館にかかわる設備使用料の全部を削除するものでございます。

12ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は平成24年11月1日から施行すると規定するものでございます。

以上で、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成24年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第7号平成24年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号平成24年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、柴田町民体育館の解体に要する経費などを補正するものです。

歳出の主なものは、当該体育館の解体工事及び関連する事業費を措置し、その財源として国庫補助金、町債を充当いたします。

また、人事異動による人件費の補正もあわせて行います。

これによります補正額は6,202万円の増額となり、補正後の予算総額は133億4,101万4,000円となります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議案書の13ページからになります。

個別説明の前に、債務負担行為を説明いたします。

15ページです。

体育館解体に伴う収蔵品の一時保管場所として、船岡体育館にプレハブ棟を設置いたします。5年間の使用を想定し、債務負担行為を設定します。平成25年度、29年度まで540万円の

限度額設定です。

16ページは地方債補正です。

解体事業に伴い事業費の2分の1は災害復旧費として、災害対策のための歳入欠かん等債を適用します。2,570万円の追加により、今年度の限度額は1億1,030万円となります。

歳入について説明いたします。18ページをお開きください。

15款、国庫支出金、衛生費国庫補助金2,574万8,000円の追加は、町民体育館解体費用の2分の1補助の金額になります。

21款、諸収入、平成23年度災害救助費等負担金精算金1,057万2,000円の追加は、震災にかかわる災害対策負担金として支弁されるもので、今年度に追加交付が決定した金額です。今回の補正財源といたします。

下の段、第22款です。町債です。5目災害復旧事業債、歳入欠かん等債として2,570万円を計上します。

歳出について説明いたします。19ページです。

給料、職員手当等、共済費等、人件費にかかわる補正は、10月の職員異動によるものです。

説明は、町民体育館解体に伴う歳出を説明いたします。

2款、総務費、目5財政財産管理費で、解体工事の工事費を計上しています。工事請負費で5,920万円、修繕料で202万円、解体工事として認められた経費は5,149万6,000円ですが、附帯工事も想定されることから、一般財源も追加措置しています。

20ページをお開きください。

下の段になります。10款、教育費、保健体育施設費で船岡体育館プレハブリース料、平成24年度分として60万円を計上します。

大きさが4間、12間の大型プレハブ棟を計画しています。

以上、詳細説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 今の解体費用の説明がちょっと早口だったんで、私の理解の限度を超えていましたので、もうちょっと、要するの前に8,000万円ぐらいかかるんであろうという想定があったんですが、その中で査定を受けてどうだったのかということと、実際解体する場合の財源ですね。これだと2分の1、そのほかについてはどうなのかなと、もう少し詳しく。

また、交付税措置される借金というような形になるのかどうか。

それと、船岡体育館にプレハブをとということなんですが、場所的にはどの辺に想定しているのか説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 早口で申しわけありません。

まず、解体する内容を説明いたします。

前回の議会でも説明いたしましたが、地震で壊れた体育館です。8,000万円ぐらいかかるだろうと見ていたのは、実は地下30メートルぐらいにくいが入っています。これを全部撤去するということで8,000万円の計画を立てたんですが、国の今回は全額国費になるわけですが、査定で認められるのは上部構造だけ、下については今回の災害の、いわゆる震災解体は適用できないということでした。これは沿岸部を見てもらえばわかると思うんですけども、上部は全部きれいにしましたが、下の構造まで国費が入っているわけではありません。そこが適用されました。

ただ、更地にして町は次の利用を考えたいんですが、いわゆる基礎にくっついてくる部分についてはいいよということですので、パワーショベルが入る四、五メートルのところまでは切り取って撤去したいなと思っています。

これで約二千何百万のお金が、いわゆるくい費用がカットされたことになりまして、認められた経費が5,149万6,000円です。簡単に言うと半分が補助で、半分が災害復旧事業債になるということです。

災害復旧事業債、半分になれば2,570万円になるんですが、昨年度はこの起債を計画して最後には特別交付税になりました。これはことしなるのかどうかについては国はまだはっきり言っていません。それは財源の余りぐあいによるものかなと思っています。

いずれにしても、起債となってもこの金額は支払う段については需要額全額算定されますので、国費100%の事業とご理解いただいていいかと思います。

プレハブ棟についてですが、これは未来永劫置くプレハブ棟とは考えておりません。

この後、総合体育館内の工事が入ってきたときに、やはり大事なものをしまっておくところについてはもう1回見直したいと思っています。約5年間の仮置き場と考えておりますが、思いのほか体育館の中に収蔵品がありまして、どうしても4間、12間ぐらいの大きさのプレハブ棟が必要になってきています。

船岡体育館の南側です。自衛隊側と言っていいんでしょうか、裏側にちょっと大きな土地があります。そこにちょうど入る大きさで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号平成24年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成24年柴田町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時9分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年10月16日

議 長

署名議員 番

署名議員 番